

仙台塩釜港復興だより 第22号 -港湾は人の心も結んでいます-

災害復旧事業の進捗状況

仙台塩釜港湾事務所では、現在仙台塩釜港(仙台港区、塩釜港区、松島港区)において、東日本大震災で被災した公共土木施設の災害復旧工事を進めています。平成30年3月末時点の災害復旧事業の進捗状況は、箇所ベースで着手率98%、完了率は76%となっています。

このうち、港湾施設は全て着手済で、仙台港区については工事が完了しており、塩釜港区は約8割の施設が、また、松島港区については約7割の施設が完了しています。

一方,海岸保全施設(防潮堤)については,着手率は93%となっており,仙台港区は今年度末で工事が 完了し,松島港区は全箇所着手済み,塩釜港区については9割を超える施設に着手しています。

引き続き、施設の1日も早い復旧を目指して取り組んで参ります。

◎箇所数ベース(平成30年3月末)

(単位:箇所)

◎事業費ベース(平成30年3月末)

※()内は平成29年3月末

(単位:億円)

施設別	事業箇所数			箇所ベース			
	全体	着手済	うち完了	着手率(%)	完了率(%)		
港湾施設	130	130(129)	110(92)	100 (99)	85 (71)		
海岸保全施設	45	42(41)	21(9)	93 (91)	47 (20)		
公園·緑地等	10	10(10)	9(9)	100 (100)	90 (90)		
合 計	185	182(180)	140(110)	98 (97)	76 (59)		

※()内は平成29年3月末

事業費 金額ベース 施設別 着手済 着手率(%) 港湾施設 181(180) 163(130) 100 (99) 72) 90 (海岸保全施設 244 242(240) 84(21) 99 (98) 9) 6(6) 100 (100) 公園·緑地等 7(7) 86 (86) 430(427) 253(157) 99 (計

〇仙台港区



\$



栄地区東(B, C)護岸災害復旧外工事(仙台市宮城野区港五丁目)

栄地区東(B, C)護岸災害復旧 着手前



高砂ふ頭舗装復旧外工事(仙台市宮城野区港)

着手前







高砂ふ頭舗装復旧外工事(その2)(仙台市宮城野区蒲生字町)

◎箇所ベース(平成30年3月末時点)

送害復旧事業の進捗状況進捗
状況*港湾施設災:37件
着手:37箇所, 完了:37箇所
(100%)・海岸施設災:3件
着手:3箇所, 完了:3箇所
(100%)・環境関連災:9件
着手:9箇所, 完了:9箇所
(100%)

〇塩釜港区





一本松(B)胸壁外災害復旧工事(塩竈市貞山通三丁目)





代ヶ崎清水防潮堤外災害復旧工事(宮城郡七ヶ浜町代ヶ崎浜清水)





桂島前浜防潮堤外災害復旧(その2)工事(塩竈市浦戸桂島字庵寺)





東宮浜胸壁災害復旧外(その2)工事(宮城郡七ヶ浜町東宮浜笠岩)



中の島(B)胸壁外災害復旧(その2)工事(塩竈市中の島)





代ヶ崎清水護岸外災害復旧工<mark>事 (宮城郡七ヶ浜町代ヶ崎浜西</mark>





要害浦物揚場災害復旧外工事(宮城郡七ヶ浜町東宮浜要害)





花渕浜物揚場災害復旧外工事(宮城郡七ヶ浜町花渕浜舘下)

◎箇所ベース(平成30年3月末時点)

災害復旧事業の進捗状況

進捗 状況 •港湾施設災:76件 着手:76箇所,完了:61箇所 (100%) (80%)

海岸施設災:33件

着手:30箇所,完了:15箇所 (91%)(45%)

•環境関連災:1件

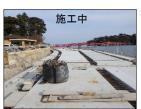
着手:1箇所,完了:0箇所 (100%)(0%)

〇松島港区

状況







海岸前胸壁災害復旧外工事(宮城郡松島町松島海岸前)





仙随胸壁災害復旧外(その2)災害復旧工事(宮城郡松島町松島仙随)





東浜胸壁(B)災害復旧外工事(その3)(宮城郡松島町松島)

◎箇所ベース(平成30年3月末時点)

災害復旧事業の進捗状況

港湾施設災:17件 進捗

着手:17箇所,完了:12箇所 (100%)(71%)

•海岸施設災:9件

着手:9箇所,完了:3箇所 (100%)(33%)

復興事業 (新規防潮堤整備等) の進捗状況

当事務所では、災害復旧事業と併せて、復興事業として防潮堤の新規整備を進めています。このほか仙台港 区では、津波発生時に陸上に打ち上げられ流される漂流物等を対象に、これらの背後地への流出を防止するた め、港周辺の臨港道路において津波漂流物対策施設設置事業を実施しています。

仙台港区では、中野地区北側で防潮堤の整備が進んでいるほか、津波漂流物対策施設については中央幹線、中野幹線、蒲生幹線等で整備を進めています。また、塩釜港区では、中ふ頭、東ふ頭、貞山地区、北浜地区及び浦戸諸島の石浜地区や寒風沢地区等において防潮堤の整備を推進しています。



津波漂流物対策施設設置工事(仙台市宮城野区港一丁目(蒲生幹線)) ◎延長ペース(平成30年3月末)

寒風沢防潮堤工事(塩竈市浦戸字寒風沢前浜) (単位: k m)

港区	施設	全体	進捗状況			着手率(%)	完了率(%)		
/2·E			着手済	完了	未着手	有于平(70)	九丁二(70)		
港区全体	防潮堤(km)	14.4	8.6 (6.6)	3.3 (2.5)	5.8 (7.8)	60 (46)	23 (17)		
尼匹王体	漂流物対策施設(km)	5.1	3.6 (2.9)	2.9 (0.9)	1.5 (2.2)	71 (57)	57 (18)		
仙台港区	防潮堤(km)	9.2	3.6 (2.2)	2.1 (2.0)	5.6 (7.0)	39 (24)	23 (22)		
四日冷区	漂流物対策施設(km)	5.1	3.6 (2.9)	2.9 (0.9)	1.5 (2.2)	71 (57)	57 (18)		
塩釜港区	防潮堤(km)	5.1	4.9 (4.3)	1.1 (0.5)	0.2 (0.8)	96 (84)	22 (10)		
松島港区	防潮堤(km)	0.1	0.1 (0.1)	0.1 (0.0)	0.0 (0.0)	100 (100)	100 (0)		
※()内は平成29年3月末									

仙台港区「高松2号ふ頭」の供用を開始しました

高松2号ふ頭の整備は、大型船に対応した岸壁を整備し、物流の効率化及び輸送コストの軽減を図るとともに、貨物の取扱量が増加している中野ふ頭の混雑解消等を目的に、平成23年度から国土交通省と宮城県において整備を進めてきました。

この度、計画どおりに工事が進み、平成29年12月15日(金)に供用を開始しました。

供用開始後は、ユニット・バルク貨物岸壁で最深となる高松2号ふ頭と中野ふ頭をあわせて活用することが可能となることから、効率的な船舶の入出港や荷役作業が図られるとともに、大型クルーズ船の円滑な受入れが可能となるなど、仙台港区の更なる利用促進が期待されます。

○施設概要

1 高松ふ頭2号岸壁(国施行)

計画水深:-14m, 岸壁延長:280m

2 高松2号野積場・荷捌き地(県施行)

計画面積: 6.0 h a

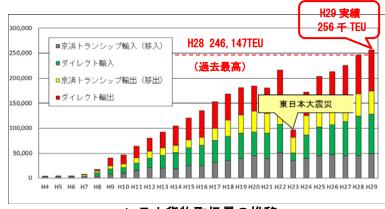




仙台港区「高砂コンテナターミナル」の平成29年貨物取扱量(速報値)について

仙台港区における平成29年のコンテナ貨物取扱量は、速報値で約25万6千TEU(※)となっています。平成23年は東日本大震災の影響等により取扱貨物量は一旦落ち込みましたが、以降急激に回復しており、これまで最高値を記録した平成28年と比較して約104%となり、過去最高を更新しました。

※「TEU」:長さ20フィートコンテナ1本を1TEUとしてカウント。40フィートコンテナは2TE Uとなる。コンテナ取扱量の単位 (Twenty-feet Equivalent Unit)。





コンテナ貨物取扱量の推移

現在の高砂コンテナターミナルの利用状況

今後も取扱貨物量の更なる増加が予想されており、岸壁の混雑化やターミナルの狭隘化等の課題に対応するため、当事務所では現在高砂コンテナターミナルにおいて拡張事業を推進しています。現況のターミナルの敷地面積21haに対して、6haの整備を進めており、工事完成後は27haまで拡張されます。引き続き港湾機能の拡充に努め、更なる貨物取扱量の増加を図って参ります。



「笠神プレジャーボートスポット」の係留区画抽選申込について(お知らせ)

宮城県では、塩釜港区内の船舶の航行安全と適正な係留 のため、レジャー用小型船舶の係留区域を条例により指定 しています。

この度,東日本大震災で被災した笠神プレジャーボートスポット(笠神PBS)の復旧が完了したことから,施設の使用を開始し,下記のとおり申込の受付を行います。



○募集施設

募集施設 笠神プレジャーボートスポット(※所在地:多賀城市笠神5丁目7番地(貞山公園))

募集数量 ①小型船用区画 幅2.3 m×長さ6.0 m (最長7.2 m) 33区画

②中型船用区画 幅2.8m×長さ8.0m (最長9.6m) 17区画

使用料金 平成30年度分 34,200円/区画(平成30年10月から平成31年3月まで)

以降, 許可期間1年每 68,400円/区画

使用開始日 平成30年10月1日(月)

○申込方法

申込期間 平成30年4月2日(月)から平成30年6月15日(金)まで

申込書類 ①笠神プレジャーボートスポット係留区画抽選申込書,②船舶検査証書の写し,③船舶検査

手帳の写し、④船舶の占用権又は使用権を確認できる書類の写し

※申請者が船舶所有者と異なる場合は、①~③に加えて④を添付(例:契約書,共同所有証

明書の写し等)

申込方法 申込窓口へ持参もしくは郵送(当日消印有効)

○留意事項等

使用者の決定 使用者及び使用区画は抽選により決定します。抽選は公開で行い、抽選結果は申込者全員

に送付します (7月中旬予定)。抽選の結果、使用区画が決定した方には、改めて使用許

可申請書をご提出いただきます。

使用料の納入 使用料は前納です。使用許可を受けた方は、使用開始日までに納入してください。

その他 区画番号を指定して申込みすることはできません。申込みは、既に使用船舶を保有してい

る方に限ります。使用船舶を特定した上で、1人1船舶1区画しか申込みできません。

問合せ・申込窓口 宮城県仙台塩釜港湾事務所港政班(022-254-3132)

編集事務局

宮城県仙台塩釜港湾事務所 企画担当チーム

〒983-0001 仙台市宮城野区港三丁目 1-3 仙台港国際ビジネスサポートセンター5階

TEL: 022-254-3131 FAX: 022-254-3136

http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sdsgkown E-mail:sdsgkown@pref.miyagi.lg.jp